

消防車や救急車の適数と現状の過不足の状況

消防本部警防課

区分	基準		現有数	基準に対する不足数	
	算定基礎	基準数			
車 両	消防ポンプ自動車 ※タンク車を含む	(指針第5条) 別表10台、諸事情2台	12	12	0
	はしご付消防自動車	(指針第7条) 中高層建築物10棟以上の消防署が2署	2	2	0
	化学消防ポンプ自動車	(指針第8条)	1	1	0
	救急自動車	(指針第13条) 人口10万人超5台、人口10万人以上5万人毎に1台	8	7	△1
	救助工作車	(指針第14条) 消防署の数	2	2	0
	指揮車	(指針第15条) 消防署の数、諸事情(本部配置)1台	3	3	0
	特殊車	(指針第16条) 地域の実情(査察広報車4台、資機材搬送車3台、人員搬送車1台、支援車1台)	9	9	0
非常用 車両	非常用消防ポンプ自動車	(指針第17条第1項) 大規模災害時の交替職員搭乗車両又は故障時の予備車 人口30万人以下、稼働中の消防車8台毎に1台	2	2	0
	非常用救急自動車	(指針第17条第2項) 多数傷病者発生又は故障時の予備車 人口30万人以下、稼働中の救急車6台毎に1台	2	2	0
			41	40	△1

(令和5年4月1日時点)

・消防車、救急車の適数を示す根拠とは

総務省消防庁より「消防力の整備指針」が示されています。

同指針は、市町村が火災の予防、警戒等を行うために必要な最小限度の施設、人員を定めることを目的に昭和36年に制定されました。現在は、平成26年に一部改正された指針に基づき、消防車両の適数を定めています。